

2021年全日本スーパーフォーミュラ・ライツ選手権統一規則

※下線部分：改正箇所

改正後規則	現行規則
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>第11条 レースディレクターおよび競技会審査委員会ドライビングアドバイザーの義務(役務)と権限</p> <p>1. レースディレクター： <u>JAFは、シリーズオーガナイザーからの申請に基づきレースディレクターを認定する。</u> レースディレクターは常時競技長と協議しながら役務を遂行する。 レースディレクターの義務(役務)は、大会期間中のレース運営や判定に関する事項について、シリーズを通した固有の判断に基づく提言を競技長に行ない、大会における競技運営および判定基準の平準化を図るものとする。ただし、レースディレクターはレース運営や判定に関する最終的な判断を下す権限を競技長に委譲する。</p> <p>1) 運営に携わる競技役員の配置や運営機器の配備状況、安全管理体制等を大会事務局より報告を受け、必要に応じて修正提案を行う。</p> <p>2) 全ての走行時間帯におけるレース管制、ミーティング、ブリーフィングは競技長と同席する。</p> <p>3) レースディレクターは、以下の事項についてFIA国際モータースポーツ競技規則および本規則に従い、競技長に対し提案を行う。この場合、競技長はレースディレクターと協議して対応する。</p> <p>(1) タイムスケジュールの遵守または変更を行うこと。</p> <p>(2) 全てのプラクティスセッションや決勝レースを中断し、再開の為にスタート手順の実施。</p> <p>(3) 全てのプラクティスセッションや決勝レースで、競技車両を停止させること。</p> <p>(4) 全てのプラクティスセッションや決勝レースにおいて発生した違反行為に関する判定。</p> <p>(5) 決勝レースのスタート手順と進行の実施。</p> <p>(6) 決勝レースにおけるセーフティカー導入および引き揚げ。</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>第11条 レースディレクターおよび競技会審査委員会ドライビングアドバイザーの義務(役務)と権限</p> <p>1. レースディレクター： レースディレクターは常時競技長と協議しながら役務を遂行する。 レースディレクターの義務(役務)は、大会期間中のレース運営や判定に関する項目について、シリーズを通した独自の判断に基づく提言を競技長に行ない、大会における競技運営および判定基準の平準化を図るものとする。ただし、レースディレクターはレース運営や判定に関する最終的な判断を下す権限を競技長に委譲する。</p> <p>1. 運営に携わる競技役員の配置や運営機器の配備状況、安全管理体制等を大会事務局より報告を受け、必要に応じて修正提案を行う。</p> <p>2. 全ての走行時間帯におけるレース管制、ミーティング、ブリーフィングは競技長と同席する。</p> <p>3. レースディレクターは、以下の項目についてFIA国際モータースポーツ競技規則および本規則に従い、競技長に対し提案を行う。この場合、競技長はレースディレクターと協議して対応する。</p> <p>1) タイムスケジュールの遵守または変更を行うこと。</p> <p>2) 全てのプラクティスセッションや決勝レースを中断し、再開の為にスタート手順の実施。</p> <p>3) 全てのプラクティスセッションや決勝レースで、競技車両を停止させること。</p> <p>4) 全てのプラクティスセッションや決勝レースにおいて発生した違反行為に関する判定。</p> <p>5) 決勝レースのスタート手順と進行の実施。</p> <p>6) 決勝レースにおけるセーフティカー導入および引き揚げ。</p>

(7) 競技車両の再検査、ドライバーの身体検査を求めること。

2. 競技会審査委員会ドライビングアドバイザー：

経験豊富な当該選手権の元ドライバーまたは競技長経験者等とする。その役割は、モータースポーツ全般、また特に以下の事項について、競技会審査委員会および／あるいはレースディレクターに助言を与えて補佐することである。

- － コース上におけるドライバーと競技参加者の行為
- － 競技会審査委員会がドライバーの罰則等について審議する際の補佐。なお、アドバイザーは、競技会審査委員会の会議に出席しなければならないが、投票の権利は有さない。

第12条 競技会主要役員

当該選手権競技会の開催に際し、オーガナイザーは以下の主要役員を特別規則に規定しなければならない。

1. 競技会審査委員会：委員長を含み3名で構成する。

- ①委員長： _____ (J A F 派遣)
- ②委員： _____ (")
- ③委員： _____ (組織委員会任命)
- ④ドライビングアドバイザー： _____ (J A F 派遣)

2. 競技長： _____

副競技長： _____

3. レースディレクター： _____ (J A F 認定)

4. 事務局長： _____

5. コース委員長： _____

6. 技術委員長： _____

7. 計時委員長： _____

8. 医師団長： _____

9. 救急委員長： _____

10. 広報委員長： _____

11. その他の主要役員： _____

第13条～第39条 (略)

以上

7) 競技車両の再検査、ドライバーの身体検査を求めること。

2. 競技会審査委員会ドライビングアドバイザー：

経験豊富な当該選手権の元ドライバーまたは競技長経験者等とする。その役割は主に以下についてのアドバイスを行うことで競技会審査委員会を補佐することである。

- － コース上におけるドライバーと競技参加者の行為
- － 競技会審査委員会がドライバーの罰則等について審議する際の補佐。なお、アドバイザーは、競技会審査委員会の会議に出席しなければならないが、投票の権利は有さない。

第12条 競技会主要役員

当該選手権競技会の開催に際し、オーガナイザーは以下の主要役員を特別規則に規定しなければならない。

1. 競技会審査委員会：委員長を含み3名で構成する。

- ①委員長： _____ (J A F 派遣)
- ②委員： _____ (")
- ③委員： _____ (組織委員会任命)
- ④ドライビングアドバイザー： _____ (J A F 派遣)

2. 競技長： _____

副競技長： _____

3. レースディレクター： _____

4. 事務局長： _____

5. コース委員長： _____

6. 技術委員長： _____

7. 計時委員長： _____

8. 医師団長： _____

9. 救急委員長： _____

10. 広報委員長： _____

11. その他の主要役員： _____

第13条～第39条 (略)

以上